

不動産を取得された方へ

— 不動産取得税とその軽減の概要 —

このパンフレットは、不動産取得税とその軽減の概要を説明したものです。税の**軽減の要件に該当される場合は、申告期限までに「申告」手続きが必要**となりますので、必ずご一読ください。

詳しくは、**富山県総合県税事務所 課税第二課【TEL:076-444-4505】**までお問い合わせください。（窓口取扱時間：月曜から金曜日の8:30～17:15 ※国民の祝日・休日及び年末年始は休業）

不動産取得税の概要

「不動産取得税」とは

不動産取得税とは**不動産（土地又は家屋）を「取得」^{※1}された方が、当該不動産の所在する都道府県に取得時に一度だけ納めていただく都道府県の税金^{※2}**です。

- ※1 **不動産の「取得」とは、登記の有無や有償・無償を問わず、現実に不動産の所有権を取得すること**を言います。課税対象となる「取得」には、**売買、交換（金銭の授受を伴わない等価交換を含む。）、贈与、寄付、現物出資、競落、新築、増築等**があります。
- ※2 **国税である贈与税や市町村税である固定資産税とは別の税金**です。よって、贈与税の「相続時精算課税の特例控除」や「夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除」などの特例控除を受けられる場合でも不動産取得税は課税されます。

「不動産取得税の税額」について

$$\text{税 額} = \text{不動産の価格}^{\ast 3} \times \text{税率}^{\ast 4}$$

- ※3 **「不動産の価格」とは、購入価格や建築工事費、競売における裁判所の評価額や落札価格ではなく、次の価格を言います。**
 - **土地や中古住宅などの場合…市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格^(注)**
(注)令和6年3月31日までに**宅地として評価される土地**を取得した場合、**土地の価格は2分の1**となります。
 - **家屋の新築・増築の場合…全国的に統一された基準に基づく家屋評価により決定した価格**
- ※4 **「税率」は、住宅又は土地の取得については、3%（令和6年3月31日まで）、それ以外は4%**

「納税の方法」について

- ・土地や中古住宅などの場合…取得の概ね5～6ヶ月後（未登記家屋は、取得の翌年末頃）
 - ・家屋の新築・増築の場合…新築・増築した翌年の7月
- 富山県総合県税事務所からお送りする「納税通知書」により、納税通知書記載の金融機関やコンビニエンスストア、インターネット（クレジットカード）による納付、スマートフォンアプリ等にて納期限までに納付してください。

★不動産取得税の軽減要件に該当している住宅や住宅用土地を取得された方★

納期限までに申告手続きをされた場合には、上記「納税通知書」ではなく、後日、富山県総合県税事務所からお送りする「減額決定通知書兼納付書」により、減額後の税額で納付してください。

既に納付された場合でも、軽減要件に該当し申告期限までに申告された場合は、減額分の還付を受けることができます。

税の「軽減」について

不動産取得税の軽減要件に該当する住宅や住宅用土地を取得された場合には、2ページ記載の**I 住宅及び住宅用土地に対する軽減措置について**をご覧ください。該当される場合には必ず申告期限までに申告してください。

I 住宅及び住宅用土地の取得に係る税の軽減について

1 住宅取得に係る税の軽減

区分	要件	軽減内容												
新築住宅	<p>新築・増築した住宅又は購入した新築未使用住宅(建売住宅)の延床面積[※](増築の場合は、増築後の延床面積)が50㎡(一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡)以上240㎡以下(一定のサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅を令和5年3月31日までに新築した場合は30㎡以上180㎡以下であること)</p> <p>この要件に該当する住宅を「特例適用住宅」と言います。 ⇒ 3ページ1、2又は4ページ3(2)、4(1)ハ</p>	<p>住宅の価格から1,200万円を控除(価格が1,200万円未満の場合はその額) ⇒税額で最高36万円が軽減されます。</p> <p>(左記要件を満たす長期優良住宅を令和6年3月31日までに取得された場合は、住宅の価格から1,300万円を控除(価格が1,300万円未満の場合はその額) ⇒税額で最高39万円が軽減されます。)</p>												
中古住宅	<p>個人が自己の居住の用に供する住宅を取得し、その住宅が次のア、イの要件のすべてに該当すること</p> <p>ア 延床面積[※]が50㎡以上240㎡以下であること</p> <p>イ 次のいずれかの要件を満たすものであること (ア) 昭和57年1月1日以後に新築されたもの (イ) 昭和56年12月31日以前に新築されたものの場合、耐震基準に適合していることが証明されているもの(証明のための調査が取得日前2年以内に終了したものに限る。)</p> <p>※ア、イ両方の要件に該当する住宅を「耐震基準適合既存住宅」と言います。⇒4ページ3(1)又は4(2)ハ</p> <p>※アに該当し、イに該当しない住宅を「耐震基準不適合既存住宅」と言います。⇒4ページ3(3)又は4(3)ハ</p> <p>個人が「耐震基準不適合既存住宅」を取得し、その住宅が次のウの要件に該当し、取得者個人の居住の用に供すること</p> <p>ウ 該当住宅の取得後6ヶ月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受けていること。</p>	<p>中古住宅が新築された時期に応じて、住宅の価格を限度として次の額が住宅の価格から控除(税額が軽減)されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築された時期</th> <th>控除額(軽減税額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年6月30日以前</td> <td>お問い合わせください。</td> </tr> <tr> <td>昭和56年7月1日～昭和60年6月30日</td> <td>420万円 (最高12万6千円)</td> </tr> <tr> <td>昭和60年7月1日～平成元年3月31日</td> <td>450万円 (最高13万5千円)</td> </tr> <tr> <td>平成元年4月1日～平成9年3月31日</td> <td>1,000万円 (最高30万円)</td> </tr> <tr> <td>平成9年4月1日以降</td> <td>1,200万円 (最高36万円)</td> </tr> </tbody> </table>	新築された時期	控除額(軽減税額)	昭和56年6月30日以前	お問い合わせください。	昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円 (最高12万6千円)	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円 (最高13万5千円)	平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円 (最高30万円)	平成9年4月1日以降	1,200万円 (最高36万円)
新築された時期	控除額(軽減税額)													
昭和56年6月30日以前	お問い合わせください。													
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円 (最高12万6千円)													
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円 (最高13万5千円)													
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円 (最高30万円)													
平成9年4月1日以降	1,200万円 (最高36万円)													

※ 延床面積とは、母屋と付属家(車庫・物置等)を合算した面積です。

※ 一戸建て以外の共同住宅は1区画ごとの延床面積(専用部分と共用部分の合算)で判定します。

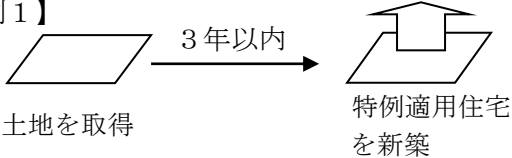
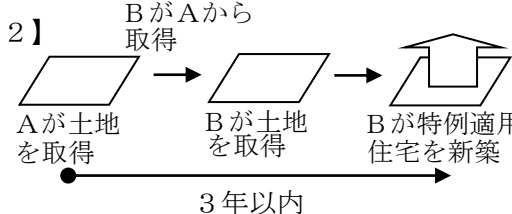
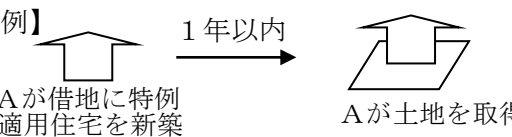
2 住宅用土地取得に係る税の軽減

区分	要件	軽減内容
新築住宅用の土地	<p>(1) 土地取得後3年以内に「特例適用住宅」が新築(増築は対象外)された場合 ⇒ 3ページ1ハ</p> <p>(2) 「特例適用住宅」を新築された方が、1年以内にその土地を取得された場合 ⇒ 3ページ1ハ</p> <p>(3) 新築後1年以内の未使用の「特例適用住宅」を土地付きで取得された場合 ⇒ 3ページ2ハ</p>	<p>次のa、bのいずれか大きい金額が軽減されます。</p> <p>a 45,000円</p> <p>b 土地1㎡当たりの価格^(注) × 住宅延床面積の2倍(200㎡が限度) × 3%</p> <p>(注) 1ページ※3「不動産の価格」参照</p> <p>【計算例】土地1㎡当たりの固定資産評価額20,000円で住宅の延床面積120㎡の場合 ⇒10,000円 × (120㎡ × 2 → 200㎡が限度) × 3% = 60,000円</p> <p>…この計算例の場合、aの45,000円よりも、bの60,000円の方が大きいので、60,000円が軽減されます。</p>
中古住宅用の土地	<p>(1) 土地を取得された方が、その前後1年以内に自己居住用の上記軽減対象中古住宅を取得された場合(同時に取得される場合も含む。) ⇒ 4ページ3ハ</p> <p>(2) 新築後1年を経過した未使用の自己居住用の「特例適用住宅」を土地付きで取得された場合 ⇒ 4ページ3ハ</p>	

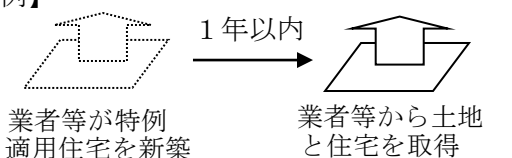
Ⅱ 住宅及び住宅用土地取得に係る申告手続きについて

住宅や住宅用土地を取得された場合で、2ページの軽減の要件に該当されるときは、必要な書類を揃えてそれぞれの申告期限までに申告(提出)されることにより、税の軽減を受けることができます。


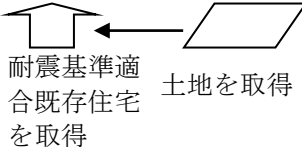
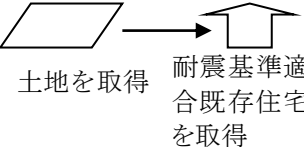
1 住宅用土地の取得と併せて住宅を新築された場合の申告手続き

要件	必要な書類	申告期限
<p>(1) 土地取得後3年以内に「特例適用住宅」が新築(増築は対象外)された場合</p> <p>【例1】</p>  <p>土地を取得 → 3年以内 → 特例適用住宅を新築</p> <p>○ 土地の取得者が住宅の新築時までその土地を引き続き所有されていれば、<u>土地の取得者と住宅を新築された方が違っていても軽減を受けることができます。</u></p> <p>【例2】</p>  <p>Aが土地を取得 → BがAから取得 → Bが土地を取得 → 3年以内 → Bが特例適用住宅を新築</p> <p>○ <u>Aの土地取得から3年以内にBが特例適用住宅を新築した場合は、BだけでなくAも軽減を受けることができます。</u></p>	<p>①不動産取得税申告書(土地) ⇒ <u>6ページ「記入例」参照</u></p> <p>②不動産取得税申告書(家屋) ⇒ <u>7ページ「記入例」参照</u></p> <p>③住宅の全部事項証明書(コピー) (未登記の場合は、検査済証(コピー)に代えることもできます。) 全部事項証明書とは、法務局が登記記録(登記簿)の全部の事項を証明する書面のことです。 ⇒ <u>8ページ「例」参照</u></p> <p>④マイナンバー(個人番号)確認書類(コピー) ・個人番号カード両面 又は ・マイナンバー記載住民票 ・マイナンバー記載住民票記載事項証明書 } のうち ・通知カード(現住所のもの) } 一つ と身分証明書(運転免許証等)</p> <p>下記に該当する場合は、①～④に加え、⑤又は⑥が必要です。 【長期優良住宅を新築した方】 ⑤長期優良住宅の認定通知書(コピー) 【併用住宅、共同住宅を新築された方】 ⑥平面図(面積が計算できるもの)</p> <p>※ 上記のほか、必要書類のご提出をお願いします。</p>	<p><土地> 「特例適用住宅」新築後、速やかに申告してください。</p> <p><家屋> 納税通知書記載の納期限までに申告してください。</p> <p>※土地と住宅の不動産取得税の納期限が異なる場合はいずれか遅い方</p>
<p>(2) 「特例適用住宅」を新築された方が、<u>1年以内</u>にその土地を取得された場合</p> <p>【例】</p>  <p>Aが借地に特例適用住宅を新築 → 1年以内 → Aが土地を取得</p> <p>○ <u>土地の取得者と住宅を新築された方が同じでない土地に係る税の軽減は受けられません。</u></p>	<p>⑤又は⑥が必要です。 【長期優良住宅を新築した方】 ⑤長期優良住宅の認定通知書(コピー) 【併用住宅、共同住宅を新築された方】 ⑥平面図(面積が計算できるもの)</p> <p>※ 上記のほか、必要書類のご提出をお願いします。</p>	

2 新築後1年以内の未使用の住宅を土地付で取得された場合の申告手続き

要件	必要な書類	申告期限
<p>新築後1年以内の未使用の住宅を土地付きで取得された場合</p> <p>【例】</p>  <p>業者等が特例適用住宅を新築 → 1年以内 → 業者等から土地と住宅を取得</p> <p>○ <u>土地の取得者と住宅を取得された方が同じでない土地に係る税の軽減は受けられません。</u></p>	<p>「1 住宅用土地の取得と併せて住宅を新築された場合の申告手続き」に同じ。</p>	<p>納税通知書記載の納期限※までに申告してください。</p> <p>※土地と住宅の不動産取得税の納期限が異なる場合はいずれか遅い方</p>

3 中古住宅又は新築後1年を経過した建売住宅とその土地を取得された場合の申告手続き

要件	必要な書類	申告期限
<p>(1) 土地を取得された個人が、<u>その前後1年以内</u>に自己居住用の「<u>耐震基準適合既存住宅</u>」を取得された場合(同時に取得される場合も含む。)</p> <p>【例1】  土地と耐震基準適合既存住宅を同時に取得</p> <p>【例2】  前1年以内 耐震基準適合既存住宅を取得 土地を取得</p> <p>【例3】  後1年以内 土地を取得 耐震基準適合既存住宅を取得</p> <p>○ <u>土地の取得者と住宅を取得された方が同じでないと土地に係る税の軽減は受けることができません。</u></p>	<p>①不動産取得税申告書(土地) ⇒ <u>6ページ「記入例」参照</u></p> <p>②不動産取得税申告書(家屋) ⇒ <u>7ページ「記入例」参照</u></p> <p>③住宅の全部事項証明書(コピー) 全部事項証明書とは、法務局が登記記録(登記簿)の全部の事項を証明する書面のことです。 ⇒ <u>8ページ「例」参照</u></p> <p>④マイナンバー(個人番号)確認書類(コピー) ⇒ <u>3ページ④参照</u></p> <p>下記に該当する場合は、①～④に加え、⑤～⑦が必要です。 【住民票を取得家屋の所在地に移転されていない方】 ⑤自己居住用であることが分かる書類 【昭和56年12月31日以前に新築された既存住宅を取得された方】 ⑥耐震基準適合証明書等 【併用住宅を取得された方】 ⑦平面図(面積が計算できるもの) ※ 上記のほか、必要書類のご提出をお願いする場合があります。</p>	<p>納税通知書記載の納期限※までに申告してください。</p> <p>※土地と住宅の不動産取得税の納期限が異なる場合はいずれか遅い方</p>
<p>(2) 新築後1年を経過した未使用の自己居住用の「<u>特例適用住宅</u>」を土地付きで取得された場合</p> <p>○ <u>土地の取得者と住宅を取得された方が同じでないと土地に係る税の軽減は受けることができません。</u></p>		
<p>(3) 土地を取得された個人が、<u>その前後1年以内</u>(同時に取得される場合も含む)に自己居住用の「<u>耐震基準不適合既存住宅</u>」を取得し、取得後6ヶ月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受けている場合</p> <p>○ <u>土地の取得者と住宅を取得された方が同じでないと土地に係る税の軽減は受けることができません。</u></p>		

4 住宅のみを取得された場合の申告手続き

要件	必要な書類	申告期限
<p>(1) 「<u>特例適用住宅</u>」のみを取得された場合</p>	<p>①不動産取得税申告書(家屋) ⇒ <u>7ページ「記入例」参照</u></p> <p>②住宅の全部事項証明書(コピー) ⇒ <u>8ページ「例」参照</u></p> <p>③マイナンバー(個人番号)確認書類(コピー) ⇒ <u>3ページ④参照</u></p>	<p>納税通知書記載の納期限までに申告してください。</p>
<p>(2) 個人が自己居住用の「<u>耐震基準適合既存住宅</u>」のみを取得された場合</p>	<p>①不動産取得税申告書(家屋) ⇒ <u>7ページ「記入例」参照</u></p> <p>②住宅の全部事項証明書(コピー) ⇒ <u>8ページ「例」参照</u></p> <p>③マイナンバー(個人番号)確認書類(コピー) ⇒ <u>3ページ④参照</u></p> <p>下記に該当する場合は、①～③に加え、④～⑥が必要です。 【住民票を取得家屋の所在地に移転されていない方】 ④自己居住用であることが分かる書類 【昭和56年12月31日以前に新築された既存住宅を取得された方】 ⑤耐震基準適合証明書等 【併用住宅を取得された方】 ⑥平面図(面積が計算できるもの) ※ 上記のほか、必要書類のご提出をお願いする場合があります。</p>	
<p>(3) 個人が自己居住用の「<u>耐震基準不適合既存住宅</u>」を取得され、6ヶ月以内に耐震改修・証明を受けた場合</p>		

Ⅲ その他の軽減措置等について

1 その他の軽減措置

次の場合にも不動産取得税の軽減を受けることができます。(このほかにも軽減の制度があります。)必要書類等、詳しくは、富山県総合県税事務所課税第二課までお問い合わせください。

要件	軽減税額
(1) 公共事業のために不動産を譲渡された方が、その譲渡(又は契約締結)後2年以内又は前1年以内に代替不動産を取得された場合 ○この場合、 <u>譲渡不動産の契約者と代替不動産の取得者が同じでなければ</u> 税の軽減は受けられません。	譲渡等不動産の価格※ ×税率
(2) 天災や火災により滅失・損壊した不動産の代替不動産を滅失・損壊した日から2年以内に取得された場合	滅失・損壊不動産の価格 ※×被災割合×税率
(3) 取得された不動産が 取得後3ヶ月以内に天災や火災により滅失・損壊し、本来の用に供することができない場合	滅失・損壊の程度を勘案し知事が定める額
(4) 取り壊すことを条件として家屋を取得され、取得後使用することなく 直ちに 取り壊したと認められる場合	取り壊した不動産の価格※×税率

※不動産の価格…市町村の固定資産課税台帳に登録された価格

◆東日本大震災により被災した家屋の代替家屋及びその敷地を令和8年3月31日までに取得された場合

◆宅地建物取引業者が令和5年3月31日までに中古住宅及びその土地を取得し、一定の基準に該当する改修工事を行った後、当該住宅及びその土地を個人の自己居住用として譲渡する場合で、一定の要件に該当する場合

◆平成28年4月1日から令和7年3月31日までの間に、三世代以上の直系家族が同居するための住宅(三世代住宅)又は3人以上の子ども(23歳未満の者)が居住するための住宅(多子世帯住宅)及び、その用に供する土地を取得された場合

2 徴収猶予

次の場合に、不動産取得税の徴収について一定期間の猶予を受けることができます。

必要書類等、詳しくは、富山県総合県税事務所課税第二課までお問い合わせください。

要件	猶予税額
土地取得後、不動産取得税が課税され、その納期限までに「 特例適用住宅 」の新築に係る 建築確認を受けている場合	住宅用土地に対する軽減額に相当する額 (不動産取得税の税額と猶予税額の差額は納付していただきます。)

なお、徴収猶予の決定後に、「**特例適用住宅**」の新築工事が完了した場合には、**住宅用土地の取得に係る税の軽減を受けるために、別途必要な書類(不動産取得税申告書(家屋)及び住宅の全部事項証明書(コピー))を提出いただく必要がありますので、ご注意ください。**

3 申告書類の入手方法

納税通知書に同封しています。また、下記の申告書類については、「**富山県電子申請サービス**」からダウンロードできます。

【ダウンロード先】

普段お使いの検索サイトで検索してください。

富山県電子申請サービス

検索

申告書類	左記申告書を使用する場合
(1) 不動産取得税申告書(土地)	住宅又は住宅用土地の軽減のため (3～4ページ 1～4)
(2) 不動産取得税申告書(家屋)	
(3) 不動産取得税減免申請書	不動産取得税の減免のため(5ページ III1)
(4) 不動産取得税徴収猶予申告書	住宅用土地に係る徴収猶予のため(5ページ III2)
(5) 不動産取得税還付申請書	不動産取得税の還付を受けるため

不動産取得税申告書（土地）の記入例

不動産取得税申告書（土地）

令和 4 年 10 月 25 日

総合県税事務所長 殿

共有の場合は、共有者全員の氏名・持分・マイナンバーをご記入ください。
法人の場合は、法人名・代表者名・法人番号をご記入ください。

郵便番号 930-8790
住所 富山市舟橋北町1番地11
(所在地)
氏名 立山 太郎 (2/3)
(名称) 012345678901
立山 花子 (1/3)
個人番号 123456789012
(法人番号)

該当するものを○でお囲みください。

第80条第1項 富山県税条例 の規定により
第85条第1項

マイナンバーをご記入ください。

携帯電話など日中ご連絡のとれる電話番号をご記入ください。

電話090局0000-0000番

次のとおり申告します。

土地の所在及び地番	富山市舟橋北町1番11、12	地番が複数ある場合、すべてをご記入ください。
地目	宅地・農地・山林・原野・その他()	地積 434.68㎡
取得年月日	令和4年6月1日	地番が複数ある場合、合算した面積をご記入ください。
取得原因	売買・贈与・交換・その他()	登記 令和4年6月8日
用途	専用住宅・併用住宅・共同住宅・事務所・店舗・その他()の用地	登記受付番号 第3500号
売買契約上の譲渡人等(旧所有者)の住所・氏名	富山市新総曲輪1番7号 富山 一郎	

土地の全部事項証明書等をご確認のうえ、ご記入ください。

【全部事項証明書の例（抜粋）】

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	令和4年6月8日 第3500号	原因 令和4年6月1日 売買 共有者 富山市舟橋北町1番地11 持分3分の2 立山 太郎 持分3分の1 立山 花子

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年10月21日

富山地方法務局

登記官

法務 八郎 印

不動産取得税申告書（家屋）の記入例

不動産取得税申告書（家屋）

令和 4年 10月 25日

総合県税事務所長 殿

共有の場合は、共有者全員の氏名・持分・マイナンバーをご記入ください。法人の場合は、法人名・代表者名・法人番号をご記入ください。

郵便番号 930-8790
住所 富山市舟橋北町1番地 1 1
(所在地)

氏名 立山 太郎 (2/3)
(名称) 012345678901

氏名 立山 花子 (1/3)
(名称) 012345678901

個人番号 123456789012
(法人番号)

マイナンバーをご記入ください。

第75条第1項

富山県税条例

第80条第1項

の規定により

地番が複数ある場合は、すべてをご記入ください。

携帯電話など日中ご連絡のとれる電話番号をご記入ください。

電話090局0000-0000番

該当するものを○でお囲みください。

次のとおり申告します。

家屋の所在地	富山市舟橋北町 1番地11、12			家屋番号	1番11
種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・工場・事務所・倉庫・店舗・附属家・その他 ()				
構造	木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽鉄造・その他 ()				2階建
床面積 (各階合計)	新築又は購入した面積 ①	増・改築の面積 ②	既存部分の面積 ③	合計 (①+②+③)	
上段に各階の面積の合計を、下段に住宅部分の面積をご記入ください。(専用住宅は上下同じです。)	115.72 m ²	m ²	m ²	115.72 m ²	
	うち住宅部分面積 115.72 m ²	うち住宅部分面積 m ²	うち住宅部分面積 m ²	うち住宅部分面積 115.72 m ²	
同一敷地内の既存家屋(事業用を除く)延床面積	住宅	車庫	物置	その他 ()	
	m ²	m ²	m ²	m ²	
取得年月日	令和4年9月1日				
取得原因	新築・増築・改築・購入(新築住宅・既存住宅)・その他()			登記	令和4年9月16日
購入の場合の新築年月日	年	月	日	登記受付番号	第7059号
売買契約上の譲渡人等(旧所有者)の住所・氏名	取得原因(新築又は移転)の日付をご記入ください。(8ページ【ア】を参照ください。)				

新築の場合、空欄としてください。新築未使用住宅又は中古住宅のご取得の場合のみ、ご記入ください。

登記された方のみ全部事項証明書の権利部(甲区)の保存登記又は所有権移転登記の受付年月日及び受付番号をご記入ください。(8ページ【イ】をご参照ください。)

住宅(家屋)の全部事項証明書等をご確認のうえ、ご記入ください。

富山県富山市舟橋北町 1-11

全部事項証明書

(建物)

表題部 (主である建物の表示)	調製	余白	不動産番号	2300001234567
所在図番号	余白			
所在	富山市舟橋北町1番地11、1番地12		余白	
家屋番号	1番11		余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階 70 32 2階 45 40	令和4年9月1日新築 【ア】 〔令和4年9月10日〕	
所有者	富山市舟橋北町1番地11 立山太郎 持分3分の2 富山市舟橋北町1番地11 立山花子 持分3分の1			

権利部 (甲区)		(所有権に関する事項)	
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和4年9月16日 第7059号 【イ】	共有者 富山市舟橋北町1番地11 持分3分の2 立山太郎 持分3分の1 立山花子

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年10月21日

富山地方法務局

登記官

法務 八郎 ㊞

【再度ご確認をお願いします。】

必要な申告書を提出されていますか？

・土地取得後3年以内に「特例適用住宅」を新築されていても、不動産取得税申告書を提出されていない方がいらっしゃいます。不動産取得税申告書及び必要書類を提出されないと、土地の不動産取得税の減額(還付)を受けることができませんので、ご注意ください。

必要な書類を添付されていますか？

・住宅(家屋)の全部事項証明書(コピー)を添付されていない方がいらっしゃいます。

申告期限はお守りですか？

・「既存住宅」の申告期限は他の申告期限に比べ短いので、軽減の要件に該当するか速やかにご確認いただき、該当される方は申告期限までの申告をお願いします。特別な事情により申告期限までの申告が困難な場合には、富山県総合県税事務所課税第二課までご相談ください。

★住宅を新築(完成前3年以内に土地の取得のない場合)・増築・改築された方について★

家屋調査のときに市町村の担当者からお渡す申告書により、申告してください。
この場合、他の添付書類は必要ありません。

(注) 土地を取得されている場合は、「3ページ 1又は2」によりご申告ください。

お問合せ先	〒930-8548 富山市舟橋北町1-11 (富山総合庁舎1階) 富山県総合県税事務所 課税第二課 不動産取得税第一班
電話番号	076-444-4505
窓口取扱時間	月曜日から金曜日の8:30~17:15(ただし、国民の祝日・休日及び年末年始は休業)

令和4年6月作成